

■くるみん認定・プラチナくるみん認定の取消しについて

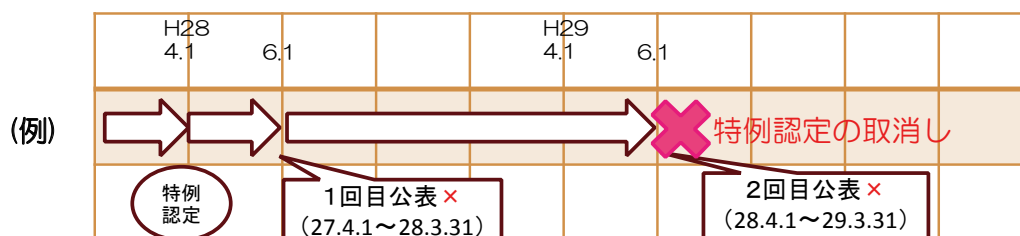
くるみん認定（以下「認定」という。）およびプラチナくるみん認定（以下「特例認定」という。）は、下記の場合、認定および特例認定の取消しの対象となりますので、ご注意ください。なお、該当する事由が生じた場合、認定した都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご連絡ください。

1 くるみん認定を取り消すとき（法第15条）

- (1) 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第13条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき
- 制度・措置の廃止または一定の水準を満たさない制度への改定等を行い、認定基準7・9(13、14ページ参照)を満たさなくなった場合
 - 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実が発生したことにより認定基準10(14ページ参照)を満たさなくなった場合 等
- (2) 法または法に基づく命令に違反したとき
- 常時雇用する労働者が101人以上の企業であって、都道府県労働局が提出を指導したにもかかわらず、行動計画を策定した旨を届け出ない場合
 - 常時雇用する労働者が101人以上の企業であって、都道府県労働局が行動計画の公表および労働者への周知を適切に行うよう指導したにもかかわらず、公表および労働者への周知を適切に行わない場合
 - くるみんマークの表示と紛らわしい表示をした場合 等
- (3) (2)のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき
- 不正の手段により認定を受けていた場合
 - 認定一般事業主が社会問題となるような事件を起こした場合 等

2 プラチナくるみん認定を取り消すとき（法第15条の5）

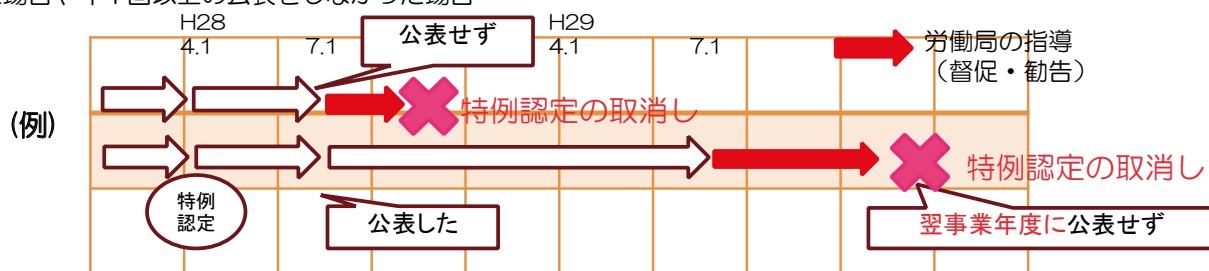
- (1) 法第15条の規定により法第13条の認定を取り消されたとき
- くるみん認定が取り消された場合
- (2) 法第15条の2に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき
- プラチナくるみん認定の取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が下記の基準を満たしておらず、その公表の翌事業年度の公表においても下記の基準を満たさない場合
 - (i) 特例認定基準5(17ページ参照)
 - (ii) 特例認定基準6(認定基準6)(12ページ参照)
 - (iii) 特例認定基準8(認定基準8)(13ページ参照)
 - (iv) 特例認定基準10(19ページ参照)



- ・制度・措置・計画の廃止または一定の水準を満たさない制度への改定や計画の未実施等を行い特例認定基準7・9・11(13、18、20ページ参照)を満たさなくなった場合
- ・法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実が発生したことにより、特例認定基準12(認定基準10)(14ページ参照)を満たさなくなった場合 等

(3) 第15条の3第2項の規定による公表を行わず、または虚偽の公表をしたとき

→ 都道府県労働局が次世代育成支援対策の実施状況を適切に行うよう指導したにもかかわらず、公表をしなかった場合や年1回以上の公表をしなかった場合



- ・「次世代育成支援対策の実施状況」について虚偽の公表を行った場合 等

(4) (3)のほか、法および法に基づく命令に違反したとき

→ プラチナくるみんの表示と紛らわしい表示をした場合 等

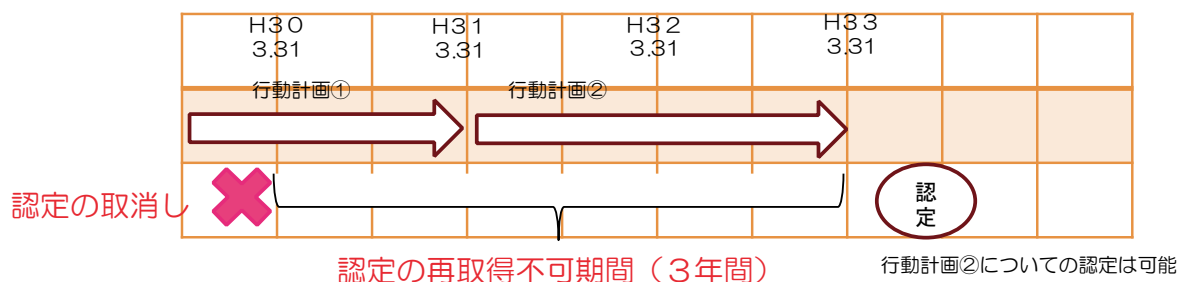
(5) (1)～(4)の他に、特例認定一般事業主として適切でなくなったと認めるとき

- 不正の手段により特例認定を受けていた場合
- ・ 特例認定一般事業主が社会問題となるような事件を起こした場合 等

3 認定・特例認定の取消し後の再取得について

(1) 認定が取り消された場合

→ 取消し後3年間は認定の取得ができません。



(2) 特例認定が取り消された場合

→ 取消し後新たに認定を取得しなければ特例認定の取得ができません。

- 認定基準を満たさなくなった場合や、それ以外の自発的な理由等によって認定・特例認定を辞退することができます。
- 原則、認定・特例認定を辞退した場合も、再取得までの期間は取消しの場合と同じです。
- 公表事項の数値基準を2年連続で達成できなかった際に辞退した場合は、新たに認定を取得しなくても、特例認定の基準を再度満たせば特例認定を取得できます。